

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和5年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和5年2月10日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

令和5年度オンラインを活用した不登校児童・生徒への支援事業運営業務委託

(2) 目的

不登校傾向及び不登校の児童・生徒のうち、どこからも支援が得られていない児童・生徒や、何らかの不登校に関する支援を得られているが当該支援が定着していない児童・生徒を対象に、タブレット型情報端末を利用したオンラインによる支援を実施する。

また、対象とする児童・生徒については、安心して過ごせる居場所を望むもの、進路実現に向けた学習の遅れを取り戻すための学習支援を望むもの、在籍校への復帰やほっとスクール等の直接的な支援の利用を目指し集団生活への適応を望むものなど、そのニーズは様々であることから、当該事業については、個別相談支援、学習支援、居場所機能、直接的な支援へのつなぎなどの支援機能を持ち、多様な選択肢のもと、利用する児童・生徒一人一人に応じた支援を行っていく。

(3) 対象者

①世田谷区在住の不登校傾向及び不登校の児童・生徒のうち、どこからも支援が得られていない児童・生徒、又は何らかの不登校に関する支援を得られているが当該支援が定着していない児童・生徒

②その他、区長が認めた者

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

ただし、契約については令和5年度予算配当を条件とする。

※令和6年度～令和7年度についても、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。

※契約は単年度ごととし、当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定する。

2 応募資格

参加表明書を提出する時点で法人格を有し、次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する法人でないこと、及び同条第2

項による措置を現に受けていないこと。

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 法人税・法人事業税・都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

3 審査基準

本公募では主に以下の点について審査を行う。

- (1) 提案書の内容については以下の基準により審査を行う。
 - ①不登校児童・生徒支援に関する基本的な考え方は世田谷区・国の施策を踏まえたものか
 - ②本業務の趣旨を踏まえた取組み方針であるか
 - ③履行日数・時間の計画は適切であるか
 - ④業務の運営体制は適切であるか
 - ⑤職員の採用方法・採用基準等は適切であるか
 - ⑥倫理綱領の内容、確認体制は確保されているか
 - ⑦不登校支援窓口との連携・協力体制づくりへの考え方、取組みは適切であるか
 - ⑧個別相談支援の実施にあたっての考え方、取組みの提案内容は具体的であるか
 - ⑨学習支援の実施にあたっての考え方、取組みの提案内容は具体的であるか
 - ⑩居場所支援の実施にあたっての考え方、取組みの提案内容は具体的であるか
 - ⑪体験プログラム等の実施にあたっての考え方、取組みの提案内容は具体的であるか
 - ⑫保護者支援にあたっての考え方、取組みの提案内容は具体的であるか
 - ⑬卒業・進学に向けた支援にあたっての考え方、取組みは適切であるか
- (2) 上記（1）の基準のほか以下の点の適否についても審査を行う。
 - ①国又は自治体における不登校児童・生徒支援に関する事業等の実績は、良好かつ本業務を実施するに十分であるか
 - ②特にアピールしたい特徴として記載された内容は特徴的かつ本業務実施にあたって効果が期待できるか
 - ③経費見積りの金額及び内容が妥当なものであること、また区の予算額を超えないこと
 - ④安定的に事業を運営できる財務状況であるか
 - ⑤プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

4 実施説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年2月10日（金）から2月17日（金）午後5時まで、区ホームページ（ホーム>「事業者の方へ」>「子ども・教育」>「令和5年度オンラインを活用した不登校児童・生徒への支援事業運営業務委託」の公募型プロポーザルの実施）からダウンロード可能。

5 公募スケジュール

本公募における審査等のスケジュールは以下のとおり。なお、応募状況等によっては、スケジュールが変更になる可能性がある。

内容	日程	備考
手続開始の公告日	2月10日（金）	
説明書の交付	2月10日（金）～ 2月17日（金）	区ホームページからのダウンロードによる。
参加表明書の提出期限	2月17日（金）17時	持参または郵送（書留郵便に限る）とする。
プロポーザル招請通知	2月20日（月）	参加資格を満たしている事業者へ、プロポーザル招請通知を郵送で送付する。 参加資格を満たしていない事業者へ、非招請通知を郵送で送付する。
質問書の提出期限	2月22日（水）17時	電子メールで提出する。 質問内容及び回答は、全事業者へメールで送付する。
質問書への回答	2月27日（月）	
提案書の提出期限	3月10日（金）17時	持参に限る。
第一次審査	3月13日（月）～ 3月16日（木）	
第一次審査結果通知	3月17日（金）	結果通知は、全事業者へ郵送する。
第二次審査	3月24日（金）	
第二次審査結果通知	3月27日（月）	結果通知は、全事業者へ郵送する。
契約締結	4月予定	事業開始は4月予定

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

免除とする。

(3) 契約書作成の要否

審査により選定された事業者と提案内容を基に随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行う。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

下記の本件担当部課に同じ。

(5) 関係機関への取材制限

「(4) 関連情報を入手するための照会窓口」以外への本業務に関係する区役所担当部署等への直接問合せ・取材等は、選定結果が公表されるまで行わないこと。

(6) 費用の負担

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等一切の費用は応募者の負担とする。

(7) 情報公開

当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加することができる。

(8) 著作権の帰属等

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には応募者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする。

なお、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

(9) 書類の修正・虚偽記載

参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は応募者からの申出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は失格とする。

(10) 追加書類の提出

区が必要と認める場合は追加書類の提出や記載内容についての説明を求めることができる。

(11) 事業実施状況の確認

区が必要と認める場合は応募者の事業の実施現場を訪問、確認し説明を求めることがある。

(12) 当該業務に直接関連するほかの業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(13) その他

詳細は、説明書による。

7 担当部課

〒154-0023 世田谷区若林5丁目38番1号

教育総合センター1階統合事務室

世田谷区教育委員会事務局 教育政策部 教育相談・支援課 担当 伊藤薫

電話：03-6453-1511

ファクシミリ：03-6453-1534

E-mail: sea01300@mb.city.setagaya.tokyo.jp